

1 健康観察の実施

①「健康カード」記入（家庭）

- ・朝の体温を必ず計り、症状とともに、「健康観察カード」に記入
- ・保護者印またはサインをする

② 健康観察（学級）

- ・一人一人名前を呼んで健康状態をチェック
- ・児童が提出した「健康カード」をチェック

⇒熱があったり、風邪症状がひどかったりする場合は、自宅で療養させてください。
感染予防のため、保健室での休養は制限しています。

2 手洗い・アルコール消毒

①外から教室に入るとき、食事の前、トイレの後などの機会に石けんで手を洗う。

②登校して教室に入る前、給食の手洗いの後、手指の消毒をする。



③学校では、石けんによる手洗いを推奨しています。消毒液が手に入りにくい中、丁寧な手洗いは感染防止に有効です。家庭でも手洗いの習慣をつけさせてください。



（参考文献）森功次他：感染症学雑誌.80:496-500(2006)

3 マスクの着用

- ・学校にいる間は、マスクの着用が基本。登下校時も、友達と会話をする場合は、マスクを着用。
- ・学校において、感染予防にマスクは必要。ランドセルの中に予備を準備しておく。
⇒夏場のマスク着用により熱がこもりやすくなり、熱中症となるリスクを避けるため、今まで以上にこまめな水分補給を呼びかける。



咳エチケット

4 換気

- ・教室は常に2方向の窓を開けて換気を行う。



換気

5 授業の工夫

- ・教室は、できるだけ机の間隔を広くとるようにする。
 - ・各教科のカリキュラムを検討し、入れ替える。
- 《例》
- 家庭科：1 学期の調理実習を2 学期以降に変更
 - 体育科：1 学期は児童同士が接触しない種目を実施…幅跳び、ハードル等
 - ・授業中大きな声を出す活動を避ける… 音楽科の歌唱指導
 - ・学習指導要領において「対話的な学び」が求められているが、「対話」はできるだけ避け、正しくマスクを着用し、少人数、短時間で行う。



密集回避



密閉回避



密接回避

6 給食の工夫

（食べるとき）

- ・グループにはせず、前を向いて食べる。会話はしない。

（配膳）

- ・これまでは食缶に残らないようにつぎ分けていた給食を、少なめにつぎ分ける。
量を減らすために食缶に戻した給食をお代わりさせないための工夫。

7 職員について

- ・児童と同様、体温チェックと記入を職員も実施し、健康管理に努める。
- ・マスクを着用する。
- ・発熱等の症状が見られる場合は出勤しない。

8 職員によるアルコール消毒の実施

- ・学年ごとに、消毒用アルコールスプレーを配布し、ドアやスイッチ等手を触れやすい場所は、放課後に消毒を実施。（学年職員）
- ・児童・職員・来校者が手を触れやすい場所の消毒は随時実施（用務員）。
- ・パソコン室使用後はパソコンの消毒を実施（用務員）。

9 感染予防のためしばらく控えること

- ・給食後の一斉歯磨き

給食終了後、教室内の自席で、全員一斉に歯磨きを行っていたが、①自席での一斉ブラッシング②同時に複数人が口をゆすぐ行為、③歯ブラシやコップを密接した状態でケースに保管すること、など、飛沫感染等のリスクが高いことから中止している。

給食を食べ終わった順に、個別にぶくぶくうがいを推奨。リスクを回避している。児童が自主的に歯磨きする場合は、昼休み中に個別に実施し、歯ブラシとコップは各自で袋に保管する。

- ・内科検診、眼科検診、耳鼻科検診、歯科検診は2学期以降に延期
- ・フッ化物洗口（1学期中見合わせ）
- ・授業参観
- ・バイキング給食
- ・6月実施の教育週間（2学期に実施予定）

10 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

- ・感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにする。